

系魚川市立中学校部活動地域移行推進計画策定に係る検討課題

1 実施団体について

実施団体は、以下の(1)~(3)の内、中学校の部活動の受入れ又は市内中学生を対象とした活動を実施する団体を想定している。

---実施団体の対象---

- (1) 系魚川市スポーツ協会加盟団体の傘下であり、当該団体が認めたクラブ・団体
 - ・系魚川市スポーツ協会加盟ジュニアスポーツ育成団体……………56団体(現在)
 - ・非加盟団体……………2団体(現在)
- (2) 系魚川市文化協会加盟団体
 - ・文化協会加盟団体等……………111団体(現在)
- (3) その他
 - ・その他中学生を対象とした活動を行っている団体

2 実施団体認定基準について

系魚川市スポーツ協会ジュニアスポーツ育成団体登録制度の要件などを参考とし検討が必要。

---必須要件の例---

- (1) 市の基本方針の遵守
- (2) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の遵守
- (3) スポーツ安全保険等への全員加入…スポーツ安全協会保険を推奨
- (4) 適切な指導ができる指導者の複数配置
 - 基準数あたり1名(バスケ5人で1人 10人で2人 15人で3人配置)
 - (公財)日本スポーツ協会(以下、JSPOという)及びJSPO加盟中央団体指導者資格有資格者(スタートコーチ以上)を1名以上配置
- (5) スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>(所属競技団体のものでよい)等に基づく会計処理と情報公開…収支予算書・決算書・会計簿

3 活動場所について

活動場所は(1)に掲げる施設を中心に活動場所を確保するため、各施設管理者と協議を進める。

---想定される活動場所---

- ① 系魚川市立小中学校の学校施設(グラウンド、体育館、テニスコート、音楽室等)
- ② 系魚川市社会体育施設(屋内体育施設・屋外体育施設)
- ③ 文化施設(市民会館等ホール)
- ④ 地区公民館など
- ⑤ その他

---施設の利用調整---

- 年間・定期利用としての調整が必要(利用日・時間の調整など)

例) 【平日】夕(16:30~18:30)・夜(19:00~21:00)

【休日】AM(8:30~11:30)・PM(13:00~16:00)・夜(19:00~21:00)

※学校施設における「夕」の時間帯の地域クラブの利用

※夜は他の施設利用団体との利用調整が必要

- 施設使用に際するルールの整備が必要

---学校施設の利用に必要となる準備・課題---

- ① 【平日】夕(16:30~18:30)の時間帯の地域クラブ活動への開放
(学校管理者との協議が必要)
- ② 器具等の使用について各所有者・管理者との協議
- ③ 施設使用料の取扱い(使用料条例・減免規程の考え方)
- ④ 音楽室の使用について(セキュリティ対策・出入口・楽器の使用)

---スポーツ施設・文化ホール等の利用に必要となる準備・課題---

- ① 他の施設利用団体との利用調整(定期利用出来る体制)。
- ② 器具等の使用について各所有者・管理者との協議
- ③ 施設使用料の取扱い(使用料条例・減免規程の考え方)
- ④ 楽器の使用、運搬、保管等

4 活動時間

---学校開放時間の協議・調整が必要---

(1) 平日:学校活動終了後、21時までの間の2時間以内

例: 16:30~18:30(含移動)、19:00~21:00 など

(2) 学校の休業日(夏・冬・春休み):概ね8時30分から16時30分の間の3時間以内

例: ①8:30~11:30 ②13:00~16:00 ③19:00~21:00

- ◆ただし、関連する部活動と合わせて、週当たり平日1日、休日1日の休養日が確保されること 例:月(休)火水木金(活動)・土(活動)日(休)

③ 文化活動を行う団体の運営経費の支援

➡スポーツ活動を行う団体への支援と均衡が図られるよう、活動状況を把握しながら、運営経費等への補助を検討する。

(2) 大会参加に係る交通費の取扱い

➡『糸魚川市立中学校大会等参加費補助金交付要綱』の適否

(3) 会場使用に係る経費(社会体育施設・文化施設・学校開放)

➡ 減免規程の適否

(4) 必要となる施設備付け用具等の整備

➡ 不足する用具等の整備(負担区分)

6 生徒輸送等

(1) 通常練習時

●保護者送迎とする場合➡保護者の自家用車で送迎

●クラブに依頼する場合➡借上げ車両もしくは保護者の自家用車で送迎

●市やスポーツ協会が行う場合➡取りまとめて交通手段を手配(バス等)

(2) 中体連・連盟主催公式大会参加時

➡『糸魚川市立中学校大会等参加費補助金交付要綱』の適否

(3) その他大会参加・遠征等

➡現在…各団体が交通手段を確保し費用は受益者が負担している。

※支援等の要否などの検討が必要

7 その他

(1) 指導者養成確保育成の取組

(2) その他支援策

8 年次スケジュール

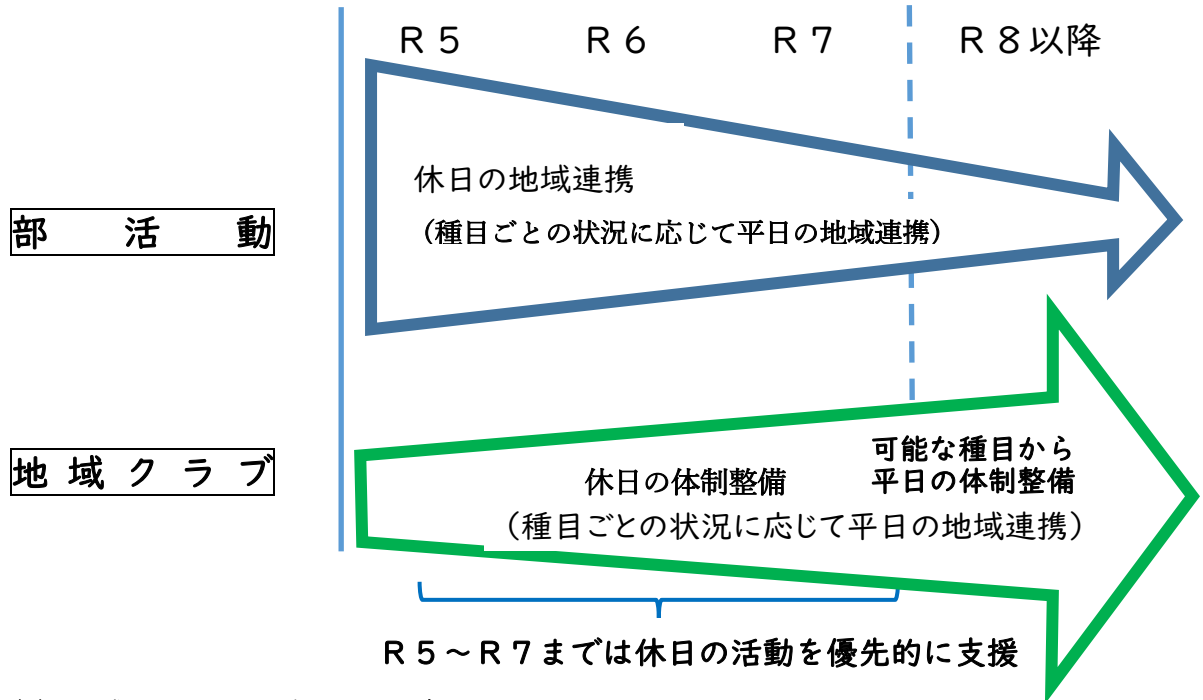
(1) 地域クラブ活動体制づくりの段階的進め方

① 先ずは、R8年度を目標とし、休日の「地域クラブ活動」体制づくりを進める。

② 国の補助を活用した「地域クラブ活動」への支援は、休日の取組を優先して対象とする。

③ 平日の「地域クラブ活動」に対する支援は、休日の「地域クラブ活動」への支援を優先し、可能な範囲で行う。

地域クラブ活動体制づくりの段階的イメージ



(2) 地域移行の取組年次スケジュール

項目	R4	R5	R6	R7	R8以降
部活動指導員	R4からスタート				
・準備会議 ・検討委員会 ・推進委員会	R8以降は主に平日				
地域クラブ活動 運営組織	体制整備				
休日の部活動 の地域移行	段階的な地域移行				
	平日は可能なところから地域移行				